

足立区男女共同参画推進委員会公開等要綱

16 足地男発第 192 号
平成 16 年 10 月 25 日
地域振興部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、足立区男女共同参画推進委員会規則（平成 15 年足立区規則第 38 号）第 5 条及び第 9 条の規定に基づき、足立区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）の会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進委員会の会議の開催周知)

第 2 条 推進委員会の会議（以下単に「会議」という。）の開催は、公開又は非公開にかかわらず、原則として会議開催日の 1 週間前までに周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 前項の規定による周知の内容は、会議の日時、場所、傍聴手続その他必要な事項とする。

(傍聴券の交付)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、交付された日に限り傍聴することができる。

(傍聴人の入退場)

第 4 条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券を係員に提示しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 5 条 傍聴人の定員は、10 人とする。ただし、委員長は、会議の場所の都合等により定員の増減を認めることができる。

(傍聴の禁止)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することはできない。

(1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯した者

(2) めいていしていると認められる者

(3) その他、委員長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 拍手その他の方法で、自己の意思表示をしないこと。

(2) 議事の進行を妨げる音又は声をたてないこと。

(3) その他、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第 8 条 傍聴人は、原則として傍聴席において写真撮影、ビデオ撮影、録音等を行ってはなら

ない。ただし、委員長が必要と認めたときはその限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(非公開の場合の退場)

第10条 委員長が会議を非公開とすることを宣告したときは、傍聴人は、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要綱に違反し、又は係員の指示に従わないときは、委員長がこれを退場させることができる。

(会議録の作成)

第12条 委員長は、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

(会議録等の公表)

第13条 推進委員会は、公開した会議の会議録及び会議資料を区民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表することとする。

(会議録の記載事項)

第14条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 議題及び議事概要
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) その他、委員長が必要と認めた事項

付 則

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

付 則 (6足地多発第1722号 令和7年2月10日 地域のちから推進部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。